

生命保険会社の法人税課税ベース改革論

内 山 昭
山 本 信 一
濱 崎 高

[目次]

はじめに

第1節 生命保険会社への法人税と先行研究

第2節 生命保険会社の法人税にかかる2つの問題

第3節 課税ベースの改革に関するシミュレーション分析

ま と め

はじめに

生命保険会社（以下、原則として生保会社と呼ぶ）に対するわが国の法人税制は、課税ベースにおいて損害保険会社（以下、損保会社）、金融機関のそれと大きく異なる。それは主として、責任準備金と受取配当の取扱いに表れている。

責任準備金はその損金算入限度額と契約者への債務となる実額との間に大幅な乖離がある。それは財務上のウェイトが高く、課税上原則として損金扱いされるため、優遇措置としての意味を持つ。国際会計基準において保険負債は時価で評価されるから、責任準備金の取扱いはこれとの関係からも重要である。わが国では1996年以来、その導入に向けた検討が行われてきた。保険負債は責任準備金と配当準備金等を含んだものであるが、生保会社で後者のウェイトはごく小さく、保険負債は責任準備金とほぼ同義である。したがって保険負債への時価評価は責任準備金と深く関わっており、経済状況の影響を受けて保険負債額を変動する場合、これに連動して責任準備金の損金算入限度額も増減させることが首尾一貫する。このため現行制度において責任準備金の取扱いに内在する課税上の問題点はますます深刻なものとなる。

他方で、わが国の法人税制には受取配当の一定割合（2002年から50%）に対して益金不算入を認める受取配当益金不算入制度が存在する。しかし生保会社は1967年からその適用除外となり、受取配当はすべて課税所得の基礎となる益金を構成してきた。

責任準備金の過大損金算入は課税ベースの縮小をもたらす一方、受取配当益金不算入制度の適用除外はその拡大となる。このことは両者が密接な関係にあることを示唆する。損保会社や一般の金融機関とは異なる両者の取扱いは、生保会社の育成期には一定の合理性を有したが、一つの

産業として確立した今日において著しく不合理な扱いに転化したと考えられる。

本稿は租税中立性、公平性の視点から、生保会社に対する法人税の課税ベース、特に責任準備金の損金算入と受取配当益金不算入制度の適用除外の問題について検討し、適正なあり方を考察する。

先行研究では、責任準備金の損金算入、及び受取配当益金不算入制度の適用除外の問題点は、それぞれ個別にかなりの程度説明されているといえる。しかしながら、2つの問題の由来する背景や、それが合理性を失ってきた理由については十分に説明されているとはいえない。また、相殺作用を持つとみられる両者の関連性に着目されることはなかった。

具体的な研究課題は次の3点である。第1に、生保会社に対する法人税の問題点として責任準備金の損金算入と受取配当益金不算入制度の適用除外に関する先行研究の成果と限界を総括する。2つの取扱いについて個別に検討し、その合理性が消失したこと、及び両者の関連性を明らかにする。第3に、生保会社の法人税の課税ベースについて、責任準備金の取扱いの適正化と受取配当益金不算入の適用除外の廃止が必要なこと、及び財務諸表を用いたシミュレーション分析によってその妥当性、及び実現可能性を検証する。

生保会社の法人税課税ベースの適正化は、1つの産業として確立した生命保険業の健全な発展や国際会計基準への対応に資する。

第1節 生命保険会社への法人税と先行研究

1.1 生命保険会社と法人税

1990年代中葉から生保会社をめぐる経営環境は大きく変化した。1995年の保険業法の改正によって保険業の規制緩和がなされ、生保会社や損保会社が子会社を相互に作って参入できるようになった。さらに1997年の改正では保険業界内の垣根を超えて、銀行や証券会社等の他業種においても保険商品の取扱いが認められた。具体的には第1に、銀行などの他業種が保険会社を設立、または買収して子会社とし、持株会社として保険業を営むことができる。第2に、保険業法に銀行による保険の窓口販売に関する根拠規定が設けられた。第3に、銀行が生命保険募集人、損害保険代理店等として保険募集を行えるようになった。このような保険業に対する規制緩和によって、生命保険商品は生保会社によってのみ取扱われる独自の商品ではなくなったのである¹⁾。

加えてもう1つの大きな改正は、相互会社から株式会社への組織変更が容易になったことである。わが国の生保会社は現在、そのほとんどが株式会社の形態をとっており、相互会社はわずか6社（日本生命・第一生命・住友生命・明治安田生命・朝日生命・富国生命、2010年3月現在）である。しかし、この6社の全生保会社に占める地位はきわめて大きい。[図表1]では、2008年度決算における全生保会社の資産とそれに占める相互会社の割合を表している。これによると、かんぽ生命保険株式会社（以下、かんぽ生命と呼ぶ）を含んだ全46社の資産のうち、40%以上が相互会社で占められている。また、「かんぽ生命」を除いた資産に占める相互会社の割合は65%以上に達する。なお上記6社のうち第一生命は2010年4月から株式会社に組織変更した。（図表1、参照）

各生保会社の保有契約割合においても相互会社6社のウェイトは、一貫してきわめて大きい。

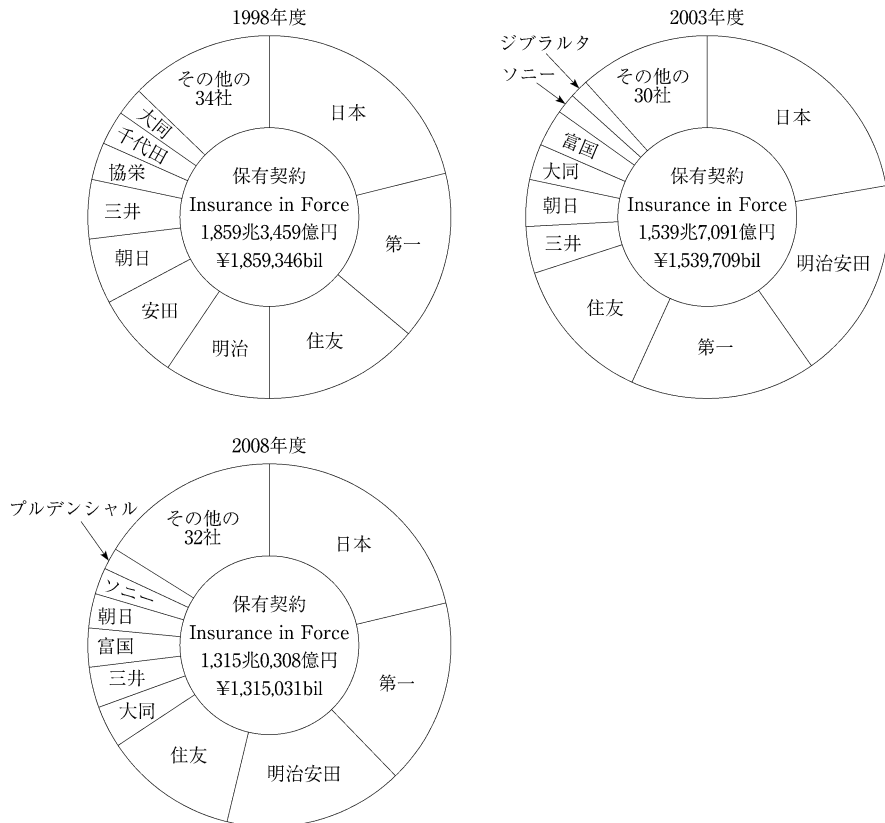
【図表 1】 2008年度決算の全生命保険会社および相互会社の資産（単位：億円）

	全社 ^{(注)①}	相互会社 ②	②/①
資産（含、かんぽ生命）	311兆7,200	133兆5,078	42.83%
資産（除く、かんぽ生命）	205兆1,420	同上	65.08%

（注）全社とは、内国会社と外国会社を合わせている。

【出所】 保険研究所『インシュアランス生命保険統計号』平成21年版にもとづき、作成。

【図表 2】 生命保険会社別保有契約割合の推移



【出所】 保険研究所『インシュアランス生命保険統計号』平成11, 16, 21年版の図より転載。

2008年度 6社で7割以上、日本生命、第一生命、明治安田生命、住友生命、の上位4社ではほぼ3分の2を占める。1998年度、明治生命と安田生命は合併前にもそれぞれ相互会社形態であり、三井生命、千代田生命、大同生命も相互会社であった。2003年度においては、明治安田生命は合併後も相互会社形態であり、三井生命も相互会社であった。したがって、生命保険業の主要部分は相互会社によって担われてきた業種である。（図表2，参照）

生保会社の法人税の計算方法は、相互会社と株式会社に区別はない。また、基本的に一般の法人と同様に、その課税所得は法人税法等の関連法令にもとづいて算出された確定決算の剰余金に、加算あるいは減算した金額である。しかし、生命保険という事業内容や相互会社という組織形態の特殊性から、法人税の課税ベースにおいて一般法人とは異なる計算項目や計算式の適用が存在

とに対して、その限度額が実額と比較して大幅な乖離があり、過大認可ではないかということである。第2点については、受取配当益金不算入制度の生保会社に対する適用除外に正当な根拠があるかという問題である。第5点については次のことを指摘しておきたい。生保会社は欠損が続いて倒産に至る場合でも、この期間「7%最低課税方式」によって法人税を払い続ける。これに対して倒産の危機に瀕し、公的資金の投入を受けた銀行は黒字経営に転換しても7年間にわたり過去の欠損金の繰り越しを認められ、法人税を支払わないケースがある。これは明らかに均衡を失っており、最低課税方式はその存在理由を改めて問われなければならない。

現行の法令が定める計算式によって算出される責任準備金計上額は、生保会社経営の健全性を確保する性格が濃厚である。現在の課税上の取扱い、1995年の保険業法の改正に応じる形で翌1996年に改正された法人税関係個別通達の規定にもとづく。責任準備金のうち一定の限度内で損金算入が認められているが、この損金算入限度額が保険契約者にとって債務の部分を表す実額に対応していない。受取配当益金不算入制度に関しては、1950年代後半に生保会社への適用の正否が問われた。その結果、1961年から不適用が部分的に始まり、1967年以降全面的に適用除外となる。1960年代から70年代にかけて、生保会社に対する法人税制の変更は主に3回（1961年、1967年、1976年）行われたが、その多くは、受取配当金の取扱いに関するものである。

1.2 責任準備金の取扱いに関する先行研究

生保会社における責任準備金の課税上の取扱いに関する主な研究に吉牟田勲（1986）、辻美枝（2006）がある。吉牟田勲氏は、純保険料式の評価方式にもとづいて算出された責任準備金の額は過大であることを批判し、適正な評価方式はどのようなものかを考察している。責任準備金の算定方法が「評価方式」と呼ばれるのは、保険料を（～の債務の面を）評価し積み立てることに由来する。

吉牟田（1986）は、責任準備金の損金算入限度額の根拠や望ましい評価方式（算定方式）について次のように説明する。この限度額の根拠ないし評価方式の考え方は①純保険料方式（理想方式）→②認可準備金方式（現実方式）→③純解約返戻金方式（請求権方式）と進んできた。純保険料方式は限度額が最大となり、利益調節の余地が大きいから生保会社にとって理想的であるが、望ましいあり方とは言えない。したがって今後の改正方向として評価方式を①純保険料方式から②認可準備金方式へと変更し、長期的には③純解約返戻金方式に改めるべきだとする。つまり、責任準備金の損金算入限度額の算定方式を積立額が減額する評価方式へと段階的に変更するということである。⁵⁾

その理由は次の点にある。「債務」としての責任準備金の損金計上をつきつめて考えると、債務とはこの場合、契約途中での契約者の請求権であり、解約返戻金から解約手数料を差し引いた金額を限度とする純解約返戻金方式が、選択的および単独の損金計上限度額の評価方式として有力にならざるを得ない。ただし、これに改めるときの留意事項として同氏は次の3点を挙げる。⁶⁾第1に、生保会社に責任準備金算出方法書の出し直しを行う機会を認める。第2に、認可準備金方式と純解約返戻金方式の選択制を認める。第3に、わが国の生命保険の解約返戻金の現状は必ずしも認可準備金方式や純解約返戻金方式に合致していないので、生保会社に解約返戻金表改訂の機会を与える。

吉牟田氏が適切な損金算入限度額のあり方について、早い時期に保険契約者の請求権である「債務」に着目し、その理由を示した点は重要な成果として注目される。

辻美枝氏の研究（2006）は、近年における責任準備金の課税上の取扱いに関する優れた研究である。責任準備金の性格は1995年の改正保険業法によって変化したが、辻（2006）は、これについて批判的検討を行い、租税中立性の視点から望ましいあり方を考察した。その主な内容は次の3点である。第1に、生保会社の責任準備金の損金算入は過大であり、他の金融機関（損保会社、銀行等）との租税中立性を著しく欠く。第2に標準責任準備金制度の導入によって、責任準備金が「純然たる債務」から「企業会計上の積立金」としての性格を強め、課税上これを損金算入する法的根拠は失われた。第3に、責任準備金の損金算入限度額は現行方式を変更し、解約返戻金とすべきである。

辻氏によると、現行方式の問題点を1995年の改正保険業法に見出す。責任準備金はこれまで平準純保険料式により算出され、内部留保されてきたが、保険業法の改正によって標準責任準備金制度が導入され、その性格が大きく変化した。すなわち、責任準備金は企業会計上の積立金としての性格を強めたからである。他方では、保険契約者の保険料積立金に対する権利が責任準備金中の保険料積立金から切り離され、保険契約にもとづいて約定される独自の権利、つまり解約返戻金相当額の処分可能な権利として再構成された。このことは責任準備金中の保険契約者の権利部分を明確にしたことを意味する。こうして辻氏は、生保会社の課税所得の計算上、責任準備金繰入額を損金に算入する法的根拠は見出されず、被保険者のために積み立てるべき限度額、つまり損金算入限度額は、契約者価値の1つである解約返戻金にすべきことになる。⁷⁾

さらに辻氏において、責任準備金が企業会計上の積立金としての性格を強める以前にも、責任準備金を課税所得の計算上損金算入する根拠は、明確でなかったとする。水野忠恒氏が責任準備金の損金算入の根拠を法人税法第22条第4項に見出すという主張⁸⁾に対して、次のように批判する。「責任準備金繰入額の損金算入の根拠が法人税法第22条第4項の『一般に公正妥当と認められる会計処理の基準』にあるとすれば、生命保険会計に従って繰入れた責任準備金が損金算入されるべきであり、通達レベルで限度額を設けて制限する現行の方法は課税要件法定主義に反して問題である」⁹⁾。

ついで辻氏は、「本来損金に算入すべきであるのは、保険業法の規定により支払能力確保のため積立が強制される責任準備金ではなく、課税時点における保険契約者の有する権利を表す解約返戻金額によるのが適当である¹⁰⁾」と主張する。その理由は、次のことに求める。保険契約者は、保険期間中の保険契約に対して解約返戻金相当額を処分可能な権利として有し、解約返戻金請求権は、保険契約者が保険事故発生前に自由に処分できる債権であり、生保会社にとっては債務である、ということである。そして4つの利点をあげる¹¹⁾。第1に、法令が規定する積立方式による限度額を設けることは不要である。第2に、生保会社が保険契約者に対して負う債務を損金算入することになるため、各生保会社間の公平が図れる。第3に、各生保会社が採用する責任準備金の積立方法の違いによる繰入額の差が生じ、積立不足がある場合に本来損金算入が認められない危険準備金部分を充当して損金算入することがなくなる。第4に、保険契約者の有する権利部分を生保会社の課税の対象から除くことは銀行預金の取扱いに近づくものであり、他の金融機関との公平性を保持できる。

しかしながら、解約返戻金額を損金算入限度額とする方法には、生保会社に事務処理を煩雑化し、事務量を増大させるという難点がある。このため、辻氏はその代替案として、算出方法書の記載にもとづき、10年チルメル式による積立方式で計算した保険料積立金部分および払戻積立金部分と未経過保険料部分に限って損金算入を認め、危険準備金部分については認めない方式を主張する。その根拠は、解約返戻金額が10年チルメル式で積み立てた責任準備金額に近似することによる。この代替案では生保会社は、事務負担の問題を回避できるという¹²⁾。生保会社の所得算定は保険業法の厳格な規定の下に、複雑な生命保険数理によって行われ、ここに生命保険業の特殊性が表出する。辻氏は、この特殊性への配慮が必要であれば、別途「準備金の損金算入規定の新設」のような立法による対処の必要性も指摘している¹³⁾。

辻氏の研究の意義は、3点に整理できる。第1に、1995年の保険業法の改正によって責任準備金が企業会計上の積立金の性格を持つようになり、それまでも明確でなかった課税上の損金算入の法的根拠が失われたこと、損保会社など他の金融機関との租税中立性に欠けることを明らかにしたことである。第2に、損金算入限度額は実額部分である「解約返戻金」が望ましいこと、その理由としてそれが保険契約者において自由に処分できる債権であり、生保会社にとって債務にあたることを示したことである。第3に、「解約返戻金」方式に存在する事務負担面の難点を考慮して、これを回避でき、内容的に近似の代替方法を提示していることである。

しかしながら、吉牟田氏と辻氏の研究には看過できない限界がある。第1に、責任準備金の損金算入が特に近年その合理性を喪失した事情は意識されているものの、導入当初持っていた一定の根拠が考慮されていない。吉牟田（1986）では、貯蓄商品としての預り金であるためとし¹⁴⁾、辻（2006）では、「法的根拠をもってなされたというよりは、古くから慣例として認められてきたようである」あるいは「保険料収入に含まれる保険契約者からの預り部分を課税の対象から除外する¹⁵⁾」とされる¹⁶⁾とされる。これでは説得力に乏しい。のちに指摘するように、生命保険業の健全な育成と確立は安定的な社会に不可欠であり、そのための課税上の優遇と見るべきであろう。第2に、責任準備金の損金算入が生保会社にとって、どれほどの課税優遇であるかの財務諸表にもとづく分析、さらに、これを実額相当分に変更したときの法人税負担の増減や経営への影響の計量的分析は行われていない。

1.3 受取配当益金不算入制度の適用除外の先行研究

わが国では法人が受取る配当金はこれまで法人擬制説の考え方にもとづいて、一定割合を益金不算入としてきた。その割合は2001年までは80%であったが、2002年からは50%となっている。ところがこの措置は生保会社に限って適用を除外され、受取配当の全額が益金に算入され、課税対象である。兼重誠（1996）、小松原章（2001）は、両者ともこれに批判的であり、他業種の法人と同様生保会社へも適用すべきことを主張する。

兼重（1996）は、損保会社において1986年11月導入の特別勘定によって受取配当益金不算入額が増大したことをふまえて、次のように述べる。「生保会社の受取配当が全額課税対象になるのに対して、他業態で益金不算入が認められることは、金融機関間の公平さに欠ける。——子会社からの配当が生保会社だけ課税され、課税後の実質的な収益が他の金融機関に比べて低くなるような現行税制については、金融機関のイコール・フットイングの観点からも再検討の余地があ

る¹⁷⁾」。

損保会社の特別勘定は、積立型保険の積立保険料等に相当する財産をその他の財産と区分して運用する勘定である。ここでは株式等への運用および証券投資信託への運用を行わないことを事業方法書に定めた場合、特別勘定で発生した金額のうち「積立保険料等運用益」（責任準備金の積み立てから生ずる利子等）は税法上、特定利子として負債利子に含めないということが認められる。損保会社の受取配当益金不算入額の算定式は他の法人と次のように異なる。

損害保険会社

$$\text{受取配当益金不算入額} = \{ \text{株式配当金収入} - (\text{負債利子} - \text{特定利子}) \} \times 50\%$$

一般法人

$$\text{受取配当益金不算入額} = (\text{株式配当金収入} - \text{負債利子}) \times 50\%$$

生保会社においては、1996年4月に区分経理、つまり保有契約を商品種類によっていくつかの保険群に区分し、資産・負債・損益等を分別管理する手法が導入された。兼重氏はその背景として次の4点をあげる。第1に、利用者ニーズの高度化・多様化に伴い、商品が多様化し、それぞれの商品特性に応じたりスク管理が必要である。第2に、商品負債リスクが異なる中、資産運用も負債とマッチングさせるALM的運用が求められる。第3に、顧客ニーズに応えつつ健全性を維持するためには、従来の会社全体で行う三利源分析に加え、タイムリーな保険種類別の収支分析が欠かせない。第4に、一般勘定に属する全ての負債・資産を一括管理する手法はすでに限界を露呈している。区分経理の導入はこれらの課題への対応である。これによって保険種類間の内部補助の明確な遮断による契約者間の公平性確保、各保険種類の商品特性にあった資産運用、各保険種類のきめ細やかな価格設定や商品開発の余地拡大を可能にした¹⁸⁾。

この認識の下に、兼重氏は保険種類毎の各区分を「独立した一つの事業会社」に近似のものと捉える。そして、損保会社の特別勘定に一般勘定部分とは異なった取扱いを認めるのと同様、生保会社についても区分経理単位での益金不算入が導入されるべきだとして次のように述べる。「大蔵省令等で規定され、実態として資産を明確に区分していれば、内部管理会計別に益金不算入を適用することに障害はない¹⁹⁾」。

このように兼重（1996）の意義は、受取配当益金不算入制度の適用、非適用に係る生保会社と他の金融機関、特に損保会社との間にある大きな差異は公平を欠くと批判し、区分経理の導入された生保会社に対して制度の適用を主張したことにある。

小松原（2001）は、生保会社に対する受取配当益金不算入制度の適用除外を課税の中立性の観点から緩和すべきだと主張する²⁰⁾。同氏は中立性を次のように説明する。第1に受取配当益金不算入制度は法人間配当について、株主態様の相違、企業経営の選択に対して法人税制を中立的にする制度である。第2に負債利子控除について、法人段階で支払った利子が損金の額に算入されるが、受取る側では所得として課税されるため、全体としては租税回避にならない。第3に、保険料過払いの返還に充てられる契約者配当は明らかに損金の性質を有するので、契約者配当の損金算入限度額計算において受取配当益金不算入部分だけ減ずるのは合理性に欠ける²¹⁾。

このように兼重、小松原両氏は他の金融機関との負担均衡の点から生保会社に対する適用除外を批判するが、より重要な問題、それがなぜ導入され、継続しているかを問うことはない。言い

換えると生保会社がなぜこれを受け入れてきたのか、また責任準備金の取扱いとの関係性は意識されていない。この適用除外は生保会社にとって不利に作用し、先述の責任準備金の過大損金算入は優遇税制であると考えると、両者の相殺関係が容易に予測される。

第2節 生命保険会社の法人税にかかる2つの問題

生保会社の法人税には責任準備金の取扱いと受取配当益金不算入の適用除外という2大問題があり、先行研究に見るように、現行の取扱いは両者とも合理性を欠くと批判されている。以下では、それらが当初は一定の根拠を持っていたと考えられるが、如何にしてそれが失われるに至ったかを確認する。

2.1 責任準備金と課税上の取扱い²²⁾

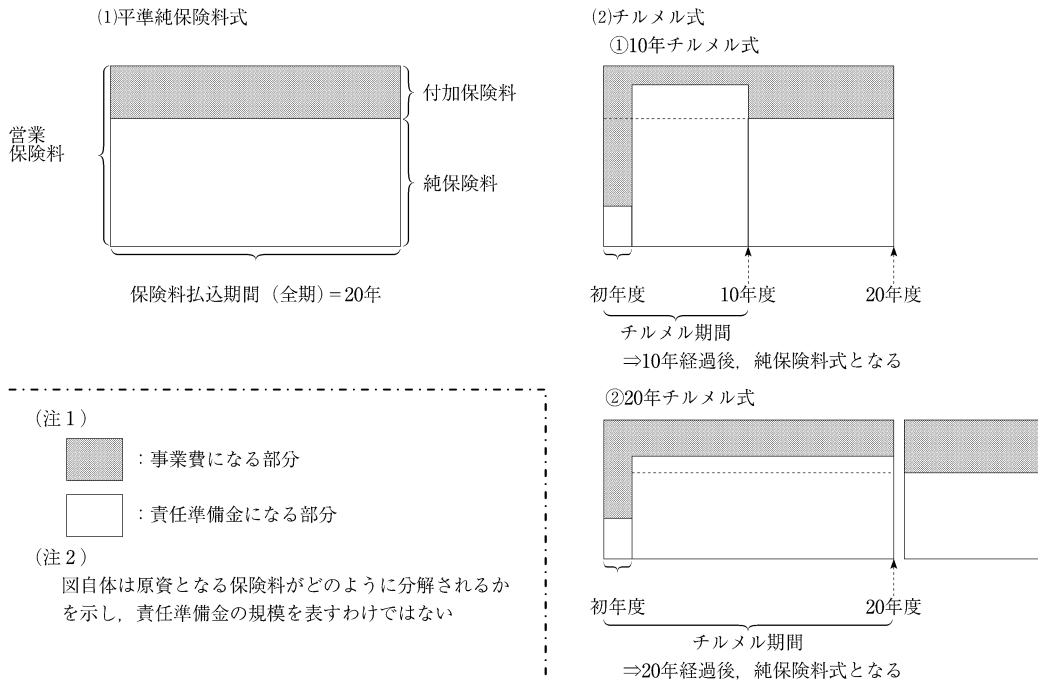
責任準備金は、保険会社が保険契約にもとづく将来の保険金や給付金、解約返戻金等の支払いに備えて積み立てる保険契約準備金である。それは保険会社の契約者に対する債務であり、保険給付の支払いに必要なものとして保険業法第116条にその定めがある。保険料積立金、未経過保険料、払戻積立金、危険準備金という4つを構成要素とし、それぞれ保険業法施行規則第69条第1項に規定がある。将来にわたり、相当程度の確度で保険契約上の債務遂行が求められるからである。²³⁾

責任準備金の原資となるのは、純保険料と付加保険料に区分される保険料のうち前者である。その大きさを決定するのは積立方式と計算基礎率（予定死亡率、予定利率の設定にもとづく）であり、複雑な生命保険数理にもとづいて算定される。現在、わが国の積立方式には平準純保険料式、チルメル式、営業保険料式の3方式がある。保険業法が平準純保険料式を原則としているため、ほとんどの生保会社は平準純保険料式を採用してきた。初年度に多額の新契約費がかかる新設会社は当初チルメル式を採用するが、チルメル期間が終了すると平準純保険料式に転換する。

積立方式は責任準備金の課税上の取扱いと深く関わるので、各方式に簡単な説明を加える。（図表3、参照）平準純保険料式は、保険料のうち純保険料と付加保険料の内訳を毎年同じとし、将来の収入は平準化した純保険料のみを、将来支出は保険金のみを、利率を付して考慮する方法である。計算方法としては、①将来の収支差を考慮して現在準備すべき金額を計算する将来法と、②過去の収支差から現在残存しているべき金額を計算する過去法の2つの方法がある。（図表3-（1）、参照）

チルメル式は純保険料と付加保険料の内訳を、初年度は新契約費支出を考慮して付加保険料部分を高く設定し、その分2年目以降の付加保険料部分を減らして純保険料部分を多くすることにより、最終的には収支相当を保つように分解する方法で計算した純保険料と保険金支払いのみを考慮した積立方式である。このため、チルメル式も純保険料式の一つである。²⁴⁾2年目以降最終年度まで付加保険料を増やす方法を「全期チルメル式」、2年目以降5年目（10年目、15年目、20年目も同様）まで付加保険料を増やす方法を「5年チルメル式」（それぞれ「10年チルメル式」、「15年チルメル式」、「20年チルメル式」）とよぶ。（図表3-（2）、参照）

〔図表3〕 純保険料式とチルメル式の保険料分解図



【出所】 生命保険協会 2003b 『生命保険計理』 p. 88 の図にもとづき、濱崎高が作成。

営業保険料式とは、純保険料の他に付加保険料や事業費支出等も考慮して将来の収支に過不足の生じないように計算する積立方式である。つまり、将来の保険金、事業費等の支出面と保険料、利息等の収入面を見合せて計算する方式である。

保険会社が責任準備金を積み立てることは1898年に全面施行された旧商法²⁵⁾で定められ、ついで保険業法の制定(1900年)でその積立方式は原則純保険料式²⁵⁾によるとされた。同時に制定された保険業法施行規則では、責任準備金を保険料積立金と未経過保険料に区別した。1939年の改正保険業法において、積立方式は原則として純保険料式によるとされたものの、他にチルメル式、営業保険料式も容認された。

純保険料式による積み立ては生保会社経営の健全性を確保するうえで望ましく、計算が容易で監督官庁の立場からも便利な方式であるが、第2次大戦後から高度成長期にかけても純保険料式を達成している生保会社は少なかった。このため、旧大蔵省は1968年の通達「責任準備金の充実化について」で純保険料式の実行を指導し、翌69年には通達「生命保険会社の経理基準について」で生保会社の経理方法の統一化と内部留保の充実を求め、ほとんどの生保会社で純保険料式が達成されていく。

責任準備金は、決算期以前に収入した保険料を基礎として保険料および責任準備金の算出方法書にもとづいて積み立てられるため、保険料計算と合致する。しかし、1995年の保険業法の全面改正により、生命保険の責任準備金のうちの保険料積立金の計算基礎は特定の生命保険商品を除いて、保険料の計算基礎とは概念上切り離され、内閣総理大臣が告示により定める「標準責任準備金」とされた。この結果、保険契約者価額は実態上も責任準備金における保険料積立金に対し

て各保険契約者が持分的な権利を有するとはいえず、また、保険契約者が保険料積立金に対して有する権利は責任準備金中の保険料積立金から切断され、法令上保険契約にもとづいて約定される独自の権利として構成されることが明確になった。²⁶⁾

さらに、標準責任準備金の積み立てでは支払能力が将来的に確保できないと見込まれる場合、追加責任準備金を積み立てなければならないことも定められた（保険業法施行規則第69条第5項）。標準責任準備金は契約締結時の標準レベルを示し、標準責任準備金対象外契約は契約締結時に算定されるから、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあることを理由とする。こうして責任準備金は、企業会計上の積立金としての性格を強めた。²⁷⁾

他方で保険契約が期間の途中で解約されると、保険会社は解約者に責任準備金から解約返戻金を支払うとともに、保険金支払い義務、したがって責任準備金の必要が消失する。責任準備金はまた、契約期間の終了した保険契約についての支払金や、告知義務違反による保険契約の解除、契約者が故意に被保険者を死亡させた場合等の支払金にもなる。

解約返戻金額は保険業法における契約者価値の一つであり、責任準備金中の保険契約者の実質的な債務の実額部分を表す。生保会社はその計算方法を算出方法書に規定しなければならない（保険業法施行規則第10条第3号）。それは責任準備金を基準に算出され、一般的には平準純保険料式で計算した保険料積立金から解約控除を差し引いた金額となる。解約控除は、保険契約の早期終了に対するペナルティーとしての意味を持つ。契約当初に支出される経費（新契約費）は初年度の付加保険料では賄いきれないため、数年間にわたって償却される。年々減少する解約控除の水準は、10年経過後に0となる償却期間10年が一般的である。この期間に償却しきれない新契約費部分が解約控除として差し引かれる。このように算出される解約返戻金は10年チルメル式責任準備金と近似する。²⁸⁾

責任準備金に対する課税上の取扱いは、法人税関係個別通達「生命保険会社の所得計算等に関する取扱いについて」で規定されている。各事業年度に計上された責任準備金繰入額のうち、保険料積立金部分と未経過保険料部分は損金算入が認められるが、これは両者が契約者に対する債務としての性質を有するからである。前者の限度額は、平準純保険料式で算定された金額である。²⁹⁾

責任準備金繰入額のうち危険準備金部分は利益性の内部留保の性格を有することから、原則として損金算入は認められない。また現行の通達には払戻積立金に関する定めはなく、損金算入の対象外である。³⁰⁾なお、追加責任準備金が積み立てられている場合、現行の法人税法では追加責任準備金繰入額の損金性は認められていない。³¹⁾

責任準備金は、保険契約者のために生保会社経営の健全性を高め、支払能力を確保する根幹であり、その水準は剰余金に大きな影響を与えるから、保険料と並ぶ経営管理上、監督・監査上の最重要項目である。³²⁾それは大手6社をはじめほとんどの保険会社が純保険料式で算定している結果、その規模は巨額に上る。2008年に生保大手6社で118.8兆円に達し、総資産の89.0%を占める。上位4社はいずれも19兆円を超え、1位の日本生命は40.8兆円、89.2%、2位の第一生命は27.0兆円、90.0%である。（図表4、参照）

このように主要生保会社の総資産の90%を占める責任準備金が、解約返戻金のような実際に支出する部分から大きく乖離していることは明らかである。たしかに純保険料式による責任準備金を達成できないような生保会社の育成期にはこの損金算入を容認し、経営の健全性を確保するこ

〔図表4〕 2008年度決算の生命保険相互会社の総資産および責任準備金（単位：億円）

	総資産 ①	責任準備金 ②	責任準備金占有率 ②/①
日本生命	45兆8,258億円	40兆8,801億円	89.2%
第一生命	30兆0,222	27兆0,069	90.0%
住友生命	22兆6,097	19兆2,874	85.3%
明治安田生命	23兆9,034	21兆3,133	89.2%
朝日生命	5兆6,320	5兆2,141	92.6%
富国生命	5兆5,144	5兆1,359	93.1%
合計	133兆5,078億円	118兆8,379億円	89.0%

【出所】 各社の「財務諸表」にもとづき、濱崎高が作成。

とには合理性が存在した。また、「標準責任準備金」制度の導入（1995年）により、責任準備金は企業会計上の積立金としての性格を持つようになり、ここでは保険契約者に対する純然たる債務は解約返戻金部分である。さらに1995年の保険業法の改正以降、生命保険商品や損害保険商品の取扱いが個々の保険業の垣根を超え、また他業種においても可能になった。

このように生保会社の経営基盤が確立し、他の法人と同様営利企業としての性格が明確になった今日、責任準備金の損金算入は過大であり、生保会社にのみ優遇税制を継続する正当性は喪失したと考えられる。³³⁾

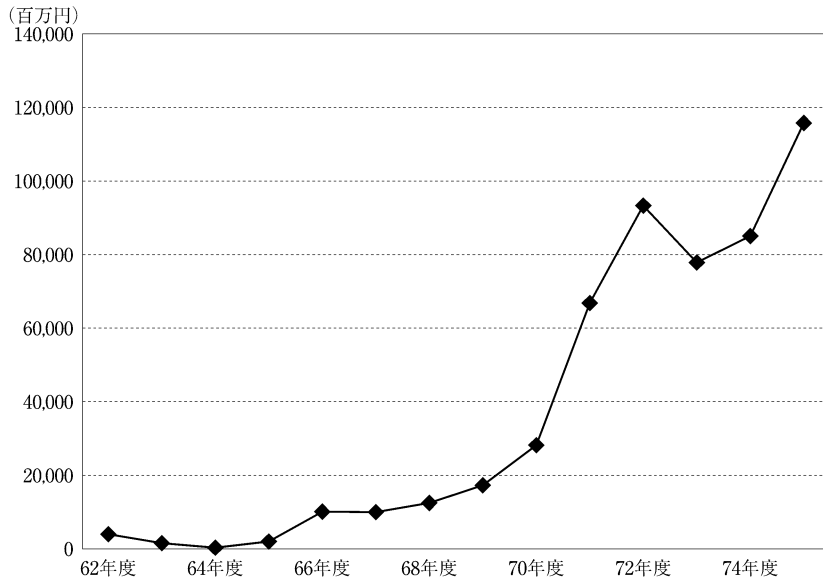
2.2 生命保険会社の受取配当益金不算入制度の適用除外

法人の受取配当益金不算入制度は、日本の法人税制が1950年のシャープ税制以来、法人擬制説に立脚することにもとづく。擬制説は法人を独立の課税主体としてではなく、個人株主の集合体として捉え、法人税を個人株主の所得税の前取りと解する。したがって法人税と配当課税は二重課税とみなし、課税の調整を行うが、これを個人（配当控除制度、所得税法第92条）だけでなく、他の法人の株式を保有する法人についても適用（法人税法第23条）するのである。しかし、この制度は生保会社について1967年以来、適用除外となってきた。³⁴⁾

1950年に受取配当益金不算入制度が導入された当時、その不算入割合は100%であった。その後、1980年代末の抜本税制改革において株式保有割合25%未満の法人の株式等に係る配当等の益金不算入割合は、1989年に90%、1990年以降は80%に引き下げられた。2002年から益金不算入割合はさらに50%に引き下げられ、今日に至っている。受取配当益金不算入の対象は法人が内国法人（連結法人内の株式は除く）から受ける剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配等である。なお、2009年から内国法人が外国子会社から受取る配当について、外国税額控除方式に代えて、これに係る費用を控除した金額を益金に算入しない（法人税法第23条の2）ことになった。

生保会社についても一般の法人と同様、当初から受取配当の益金不算入が適用されていたが、その適用除外に至るプロセスは、次のようであった。生保会社には同時に、過払い保険料の返還である契約者配当（相互会社の場合は「社員配当」）の損金算入を認められていたため、課税所得が圧縮され、法人税を納付しない生保会社が多かった。「（生保会社が）剰余金を何百億円も計上し

【図表5】 生命保険会社の課税所得額の推移



【出所】 吉牟田勲（1977）「生命保険会社に対する法人税課税の改正——昭和51年度改正——」『生命保険経営』45巻 p. 205 の第1表にもとづき、濱崎高が作成。

ながら、法人税は全く納めていないという状況が、国会でも取り上げられる³⁵⁾とともに、1961年に税務当局が受取配当益金不算入と契約者配当準備金の損金算入は、二重控除であると批判したことから、生保会社に対する課税の改正がおこなわれた。これによって責任準備金に関する予定利子、契約者配当額のうち利子部分は、負債利子として受取配当益金不算入額から控除することになった。つまり、生保会社は保険料収入の一部を原資として株式投資に充当しているため、保険料に付随する利子については、その対応部分は負債利子として受取配当から控除するのである。

しかし、1964年から1965年にかけて株価の低落を主な理由として、生保会社の課税所得が激減し、再び多額の剰余金を計上しながら法人税はほとんど納付しないという状況となった。国会で問題が再燃し、衆議院大蔵委員会（1966年4月13日）において「生命保険会社の課税所得が一般企業に比べて少なすぎるのは、いかに合法的であろうと、庶民感覚、国民世論からみて、当を得ない³⁷⁾」と批判された。生保会社の課税所得が、生み出す利益に比べて少なすぎるということであり、主税局は、生保会社への法人税課税に対処策を講じなければならない状況にあった。これに対して、当時の銀行局保険部長は、「生命保険会社は株式を多数持っているところから、株式配当金の益金不算入制度によっても税額が少なくなるが、（生命保険会社に対してだけ）特異な制度がある訳ではない³⁸⁾」と主張したが、最終的には退けられる。（図表5、参照）

主税局の「生命保険会社の課税方式の改正について（案）」（1966年）は試案の1つとして、「契約者配当準備金繰入額の損金算入は、死差益、費差益及び利差益のうち受取配当以外の部分からなるとみられる金額に限る」ことを生命保険協会に提示した。この試案は、1961年改正の際の二重控除の問題について、契約者配当準備金の損金算入の側で明確に処理し、終局的な解決を図ろうとしたといえる³⁹⁾。この結果、1967年の改正では生保会社の課税所得計算の根本的問題は、受取

【図表6】 責任準備金と受取配当金の取扱いに関する制度の対応表

年	責任準備金に関する制度の変遷	受取配当金に関する制度の変遷
～1939年	積立方式：原則純保険料式	
1961年	繰入限度額：純保険料式積立額（通達） ⇒課税所得の増加を目標	益金不算入額：（受取配当金－負債利子）×75%
1962年	課税上の取扱い：原則損金算入（通達）	
1967年		①益金不算入制度を受ける場合 ・益金不算入額：契約者配当金－受取配当金の75% →残額25%は別途益金算入 ⇒100%が課税対象 ②益金不算入制度を受けない場合 ・契約者配当金の全額が損金算入限度額
1968年	大蔵省令通達「責任準備金の充実化について」 ⇒純保険料式による積み立てが目標	
1969年	大蔵省令通達「生命保険会社の経理基準について」 ⇒生命保険会社の経理方法の統一化と内部留保の充実 →ほとんどの生命保険会社で純保険料式による積み立てが達成	
1976年	課税上の取扱い：純保険料式積立額まで損金算入	
1988年		契約者配当の損金算入限度額＝ 契約者配当金－受取配当益金不算入額 ⇒受取配当益金不算入制度は実質適用除外
1995年	標準責任準備金制度の導入	
1996年	課税上の取扱い：原則損金算入（62年通達を一部改正） ⇒標準責任準備金制度に応じる形に改正 →危険準備金の取扱いが一部変更	

【出所】 濱崎高が作成。

配当金を益金に不算入としながら、それを大きい構成要素とする契約者配当準備金繰入額を損金に算入することにあるとして、受取配当金額に係る部分については、次のいずれか一方のみ認めることとした。すなわち、受取配当益金不算入制度の放棄か、契約者配当準備金の損金算入限度額からの受取配当益金不算入額の控除のいずれかを選択させることとし、生保会社にどちら側で調整するかを選択させ、二重控除を排除すればよいとしたのである。この点に関して、生保会社の方は他の所得計算との関係で、受取配当の益金不算入の権利放棄を行った方が簡便、有利であるとしていた。

ところが法制局の立法審査の段階において、受取配当益金不算入側で調整するという立法は困難との判断が示され、契約者配当の側で調整することになった。すなわち、法人税法第60条を改正し相互会社だけでなく株式会社も対象とするとともに、契約者配当が政令で定める金額を超える場合には、その超える部分の金額は損金に算入しないとの規定が追加された。そして、受取配

当益金不算入の適用を放棄した法人は契約者配当の調整は行わず、受取配当益金不算入の規定を適用した法人についてのみ契約者配当の損金算入額を減額するという規定が加えられた。この結果、契約者配当の損金算入限度額につき受取配当益金不算入とする場合、契約者配当金の損金算入限度額から益金不算入額の75%を控除した額とし、残額25%分は別途益金算入し、実質的に受取配当の100%が課税対象となった。他方、受取配当益金不算入を適用されない場合、契約者配当金の全額が損金算入限度額となった。こうして1967年から表面上、契約者配当の損金算入に限度額を設ける形はとっているものの、事実上、生保会社は受取配当益金不算入制度の適用除外となったのである。⁴⁰⁾1970年以降、法人税の課税所得は急増することになるが、これは生保会社の利益が増大するとともに、適用除外の効果を反映したものである。（前出の図表5、参照）

この方式は、1988年の税制抜本改革において法人所得の配当分軽減方式が廃止され、受取配当金の益金不算入割合が80%に変更された際にも、不算入割合が50%となった2002年以降も堅持されている。（法人税法施行令第118条の2〔付表3〕）

$$\text{契約者配当の損金算入限度額} = \text{契約者配当金額} - \text{受取配当益金不算入額}^{41)}$$

生保業界が法人一般に認められている受取配当益金不算入の適用除外を受け入れたのは、課税上の他の優遇措置、すなわち責任準備金の損金算入と密接な関連があると考えられる。前述のように、旧大蔵省は1961年から生保会社の責任準備金の充実を指導してきたが、全面的な適用除外となった翌年の1968年から2年間に、すべての生保会社が純保険料式による責任準備金積立の達成を実現するとともに、同省は1976年以降は純保険料式の積立額まで損金算入することを容認した。これは巨額の規模に達し、受取配当の益金不算入が適用除外となってもこれを補って余りある恩典であった。言い換えると両者間にある、事実上の相殺関係、ないし対応関係が容易に推察される。⁴²⁾（図表6、参照）

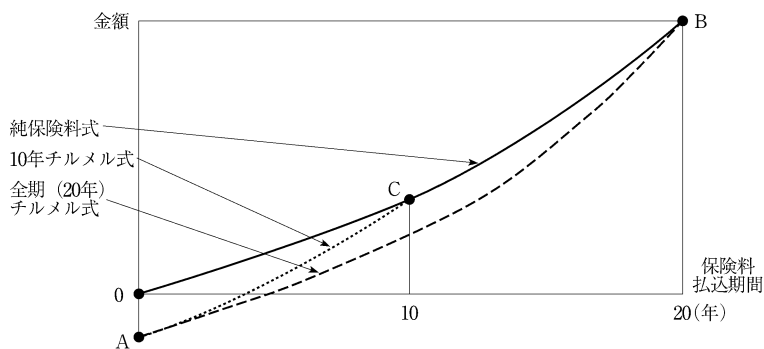
第3節 課税ベースの改革に関するシミュレーション分析

3.1 法人税課税にかかる2つの問題の一体改革

戦後復興期から高度経済成長期に、純保険料式による責任準備金の損金算入を生保会社の経営基盤確立のテコとする点では一定の合理性を有していた。しかし、生保会社が高収益を上げるようになり、支払債務を履行できる十分な内部留保が確保された現在、この面から従来 방식을継続する必要性はもはや失われた。

それでは、その損金算入限度額は何に求めるべきか。保険契約者は保険期間中の保険契約に対して解約返戻金相当額を処分する権利を有するが、この解約返戻金請求権は保険契約者が保険事故発生前において任意に請求でき、自由に処分できる債権であるとともに、それは保険会社にとっては債務である。責任準備金は標準責任準備金制度（1995年）によって企業会計上の積立金としての性格を有するようになったが、このうちの解約返戻金相当額は、保険契約者に対する純然たる債務である。したがって、先行研究も指摘するように責任準備金の課税上の取扱い、保険契約者の債権であり、生保会社にとって債務である解約返戻金相当額を損金算入するのが妥当で

【図表7】 各積立方式による責任準備金比較図



(注1) $\triangle OAC$ は、 $\triangle OAB$ の約 $\frac{1}{2}$ に相当する。

(注2) チルメル式がマイナスから始まっているのは負の保険料積立金（ネガティブリザーブ）による。

(注3) 図表は1契約について表しているが、ここでは0～20年の契約が均等に分布していると仮定するため、会社全体の責任準備金とする。

【出所】 吉野智市（2004）『生命保険会計 2004』p.101の図にもとづき、濱崎高が作成。

ある。または、10年チルメル式による責任準備金は解約返戻金相当額とほぼ同じ積立規模となるから、これを損金算入限度額とする。この方法によれば、事務処理が簡便である。このいずれであっても、責任準備金の損金算入限度額は実額を基礎とした適正なものとなる。

法人に対する受取配当益金不算入に関して、それが他の法人や金融機関に認められるのに対し、生保会社のみ適用除外することは、公平性に欠ける。これが責任準備金に対する優遇税制の措置の相殺措置であったとしても、正当性があるとは言えない。この適用除外は、契約者配当から受取配当益金不算入額を控除した額を損金算入限度額とすることによって行われるが、両者を関連させる根拠があるわけではない。この点からも生保会社に対して他の法人と同様、受取配当益金不算入は適用することが望ましいといえる。

なお、2009年度税制改正で法人税法第23条の2に、法人が外国子会社から受取る配当等については益金不算入とする旨が定められた。同23条の2には生保会社に対する別段の定めはないから、国内の生保会社が外国子会社から受け取った配当等は、一般法人と同様益金不算入の対象とすべきことになる。

3.2 シミュレーション分析(1)とその含意

つぎに生保会社の課税所得計算において責任準備金の損金算入限度額を解約返戻金相当額とし、受取配当益金不算入を適用した時の税負担の変化についてシミュレーション分析を行い、妥当性及び実現可能性を検証する。対象会社は生保大手の相互会社6社（日本生命・第一生命・住友生命・明治安田生命・朝日生命・富国生命）であり、依拠するデータは各社の財務諸表である。

保険料払込期間を20年と仮定する、すなわち、20年を全期とすると、責任準備金の各積立方式の相違は【図表7】のようになる。全期チルメル式責任準備金相当額超過額は、純保険料式責任準備金から全期チルメル式責任準備金を差し引いた金額であり、【図表7】における $\triangle OAB$ にあたる。10年チルメル式責任準備金相当額超過額（ $\triangle OAC$ ）は全期チルメル式責任準備金額相当額

〔図表 8〕 責任準備金の過大損金算入額の推計

（単位：百万円）

	日本生命	第一生命	住友生命	明治安田生命	朝日生命	富国生命	合 計
責任準備金の超過額 ^(注1)	1,424,104	1,148,800	582,509	767,100	108,835	94,300	4,125,648
年 平 均 ^(注2)	71,205	57,440	29,125	38,355	5,442	4,715	206,282

（注1） 2008年度の各社の財務諸表における全期チルメル式責任準備金相当額超過額を表す。

（注2） 全期チルメル式責任準備金相当額超過額(W)の年平均を推計した金額を過大分とする。

算定式は、 $E_y = W \div 10(\text{年}) \div 2 = W / 20$ である。

【出所】 各社「財務諸表」にもとづき、濱崎高が作成。

超過額の約 1/2 であり、差額の 1/2 部分が実額に対して過大損金算入額となる。

責任準備金の過大損金算入とみなされる規模は、次のように推計される。全期チルメル式責任準備金相当額超過額は各社の財務諸表において 2 年分しか公開されないため、2007 および 2008 年度の数値を用いる。同上超過額は各年洗替えて計上されるものの、過去の累積という性格を持つ。したがって、各単年度の超過額増加分の推計に必要な償却期間を 10 年間と想定するが、このもとの増加分と実際との誤差はさわめて小さいと考えられる。そうすると 10 年平均等の単年度損金算入の対象額（すなわち、年平均）は、同上超過額の 1/10 となる。解約返戻金相当額は前述（第 2 節 2. 1、参照）のように 10 年チルメル式責任準備金（全期チルメル式の 1/2）とほぼ同額である。ここでは解約返戻金相当額を上回る部分（すなわち、過大損金算入額）は、各年度超過額増加分のその 1/2 である。つまり、責任準備金の過大損金算入額は全期チルメル式責任準備金相当額超過額を 20 で除したもとして算出される。

責任準備金の過大損金算入額(E_y) = 全期チルメル式責任準備金相当額超過額(W) \div 10 \div 2

$E_y = W / 20$

各社の財務諸表にもとづいて上記式で推計された主要 6 社の責任準備金超過額とその 10 年間の平均額とした単年の損金算入過大分は次のとおりである。最大である日本生命がそれぞれ、1 兆 4241 億円、712 億円、2 位の第一生命が 1 兆 1488 億円、574 億円、6 位の富国生命で 943 億円、47 億円、6 社合計で、4 兆 1256 億円、2062 億円である。（図表 8、参照）

受取配当益金不算入額は基本的に、次の算式で表される。

受取配当益金不算入額(A_n) = 株式配当金収入(D) \times 50%

$A_n = D \times 1/2$

主要 6 社の受取配当は 2004 年 2211 億円から 2007 年の 3906 億円へと増加傾向にあったが、2008 年は若干減少したものの 3387 億円である。最大の日本生命は 2004 年 939 億円、ピークの 2007 年 1706 億円、第 2 位の第一生命で 531 億円、912 億円、2004 年に第 6 位の富国生命 67 億円、2007 年 6 位の朝日生命 109 億円であった。このうち益金不算入となるのは 1/2（2002 年以來）である。変動があるので、5 年の平均をとると 6 社で 1559 億円、1 位、2 位の日本生命 673 億円、第一生命 366 億円、6 位の朝日生命 44 億円である。（図表 9、参照）

「図表 8」で示した責任準備金の過大損金算入額の年平均 (E_y) と「図表 9」で示した 5 年平均の受取配当益金不算入額 (A_n) をグラフで表したのが「図表 10」である。両者の差異 ($E_y -$

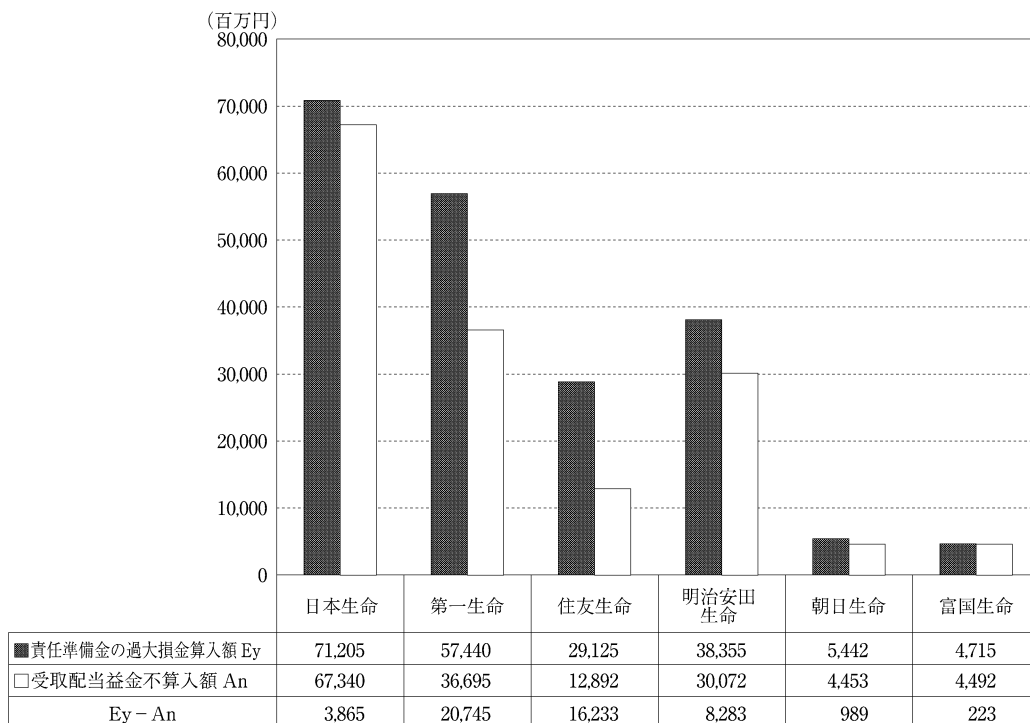
【図表9】 主要6社の受取配当，及び益金不算入額の年平均の推計 （単位：百万円）

	日本生命	第一生命	住友生命	明治安田生命	朝日生命	富国生命	合計
2004年度	93,914	53,198	17,644	42,260	7,369	6,772	221,157
2005年度	118,343	66,825	20,975	55,324	9,003	7,856	278,326
2006年度	143,540	77,668	27,847	63,366	8,855	9,265	330,541
2007年度	170,630	91,298	32,592	74,216	10,965	10,970	390,671
2008年度	146,967	77,956	29,862	65,547	8,340	10,058	338,730
2004～2008年度の平均	134,679	73,389	25,784	60,143	8,906	8,984	311,885
益金不算入額 ^(注)	67,340	36,695	12,892	30,072	4,453	4,492	155,944

（注）受取配当益金不算入額は、各社の5年間の株式配当金収入の平均額に50%を乗じて算出した。配当支払法人の区分等は捨象している。

【出所】 各社「財務諸表」にもとづき、濱崎高が作成。

【図表10】 責任準備金の過大損金算入額と受取配当益金不算入額の対照



【出所】 [図表8]，[図表9] にもとづき作成。

An) は第一生命207.4億円，(Ey の36.1%) と住友生命162.3億円 (同55.7%) では規模も大きく，Ey に対する割合は30%を超える。両社と比べると，他の4社では明治安田生命82.8億円 (同21.6%)，日本生命38.6億円 (Ey の5.4%)，朝日生命9.8億円 (同18.2%)，富国生命2.2億円 (同4.7%) は規模，Ey 比とも相対的に小さい。

両者の差額は責任準備金の損金限度額を変更し，受取配当の益金不算入を行ったときの課税ペ

〔図表11〕 税引前当期純剰余の推移と年平均

（単位：百万円）

	日本生命	第一生命	住友生命	明治安田生命	朝日生命	富国生命	合 計
2004年度	212,631	171,283	109,295	210,979	43,701	32,898	780,787
2005年度	278,813	186,431	76,459	267,436	55,439	41,098	905,676
2006年度	324,307	207,004	90,779	274,205	64,105	50,762	1,011,162
2007年度	280,007	171,795	108,608	177,383	53,223	53,635	844,651
2008年度	233,831	219,731	151,869	135,012	▲155,036	71,760	657,167
上記の平均(Pa)	265,918	191,249	107,402	213,003	12,286	50,031	839,889
差額(Ey-An)	3,865	20,745	16,233	8,283	989	223	50,338
(Ey-An)/Pa%	1.45%	10.85%	15.11%	3.89%	8.05%	0.45%	5.99%
(Ey-An)×40%	1,474	8,298	6,493	3,313	395	89	20,135

（注） 税引前当期純剰余とは、一般法人における企業会計上の当期純利益にあたる。したがって、これがマイナス（▲）の場合は当期純損失を表す。

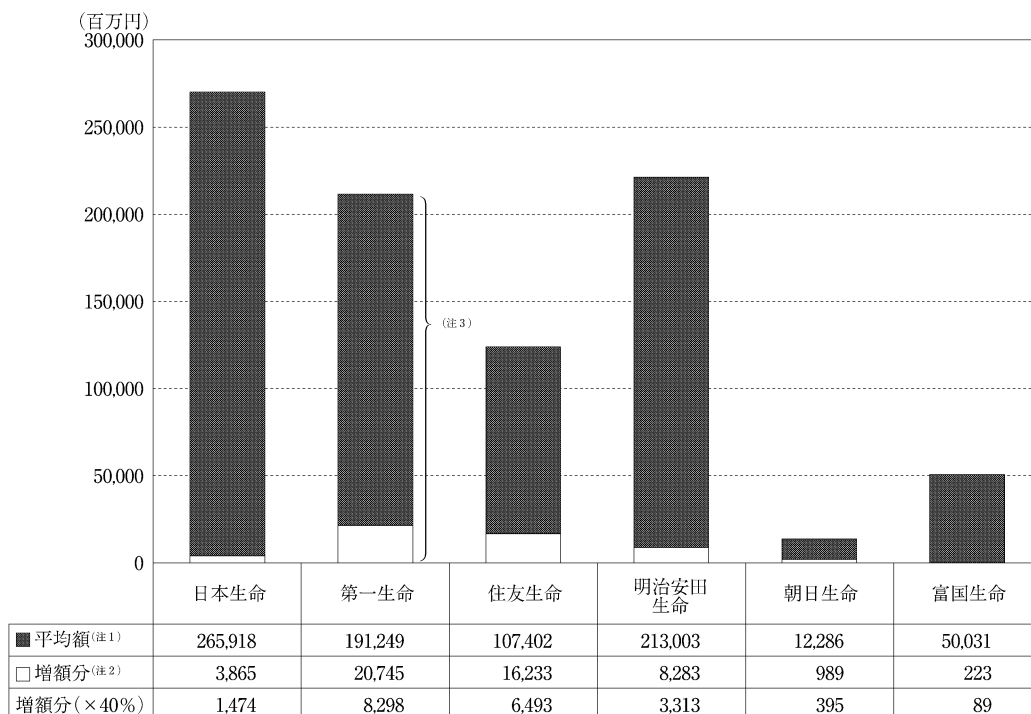
【出所】 各社「財務諸表」にもとづき、濱崎高が作成。

ースの拡大にあたる金額である。この各社への影響をみるために、これまでの課税ベースである税引前当期純剰余の動き、及び年平均をみる。2004年から2008年にかけて6社合計のピークは2006年の1兆0111億円であった。各社のピーク年は異なり、日本生命3243億円（2006年）、明治安田生命2742億円（2006年）、第一生命2197億円（2008年）、6位の富国生命717億円（2008年）である。5年平均は6社合計で8398億円、第1位の日本生命2659億円、2位の明治安田生命2130億円、3位の第一生命1912億円、第6位の富国生命500億円である。（図表11、参照）

課税ベースを変更したときの拡大分は6社合計の5年平均で503億円、当期純剰余（利益、Pa）に対するウェイト6.0%、税率40%（法人3税）として税負担増201.3億円である。各社別の最大は第一生命でそれぞれ同207.4億円、同10.9%、同82.9億円（増税）である。次いで住友生命が同162.3億円、同15.1%、同64.9億円、3位の明治安田生命が同82.8億円、同3.9%、同33.1億円、4位の日本生命が同38.6億円、同1.5%、同14.7億円、5位の朝日生命が同9.8億円、同8.1%、同3.9億円、6位の富国生命が同2.2億円、同5%、同0.8億円である。このように純剰余に対する課税ベース拡大分のウェイトや税負担増加額には一定のばらつきがあり、朝日生命、富国生命は4億円以下であるが、住友生命、第一生命は50億円、明治安田生命は30億円を超える。このばらつきは各社の資金運用に占める株式等のウェイト、したがって受取配当の相対的な大小によるものと推測される。また保有株式の優良度を反映しているかも知れない。一部の生保会社に法人税の負担が急増する可能性を否定できないから、課税ベースの適正化の実施後、例えば3年程度の期間は過去3年の平均額とするなどの過渡的措置の併用が避けられない。またこれとの関連で、生保業界特有の剰余金に対する7%最低課税の撤廃も考えられよう。（前出の図表11.12、参照）

以上のシミュレーション分析(1)は、2008年度の全期チルメル式責任準備金相当額超過額を10年分のストックとみなして過大とみなされる平均的な年損金算入額を推計し、これと受取配当額との大小を比較した。これによって責任準備金の損金算入方法の変更と受取配当の益金不算入を行ったときの法人税課税ベースの拡大と税負担額を算出し、生保大手6社について、ばらつきはあ

【図表12】 税引前当期純剰余の平均額+増額分



(注1) ■ 税引前当期純剰余の平均額を表す

(注2) □ [図表10] にもとづく課税ベースの拡大分

(注3) ■ + □ 改編後の新しい課税ベース

【出所】 [図表11] にもとづいて作成。

るものの一定の税負担増が見込まれることを明らかにした。このシミュレーションのメリットは、長期的視点に立つことにより、各年度における経営活動の成否から生じる課税ベース拡大効果の増加幅や税負担増加が平均化されることにある。

3.3 シミュレーション分析(2)とその含意

シミュレーション分析(2)では2007年度と2008年度における全期チルメル式責任準備金相当額超過額の増減額にもとづいて分析する。特定年度であるため、企業行動の成否が反映されるが、課税ベースの拡大や税負担の問題は単年ベースであるから、より現実性があり、分析は一層精緻となる。

10年チルメル式責任準備金は解約返戻金額に相当するため、純保険料式責任準備金から10年チルメル式責任準備金を控除したものが、責任準備金の過大損金算入額(図表7の△0AC, にあたる)に近似する。

したがって、責任準備金の過大損金算入額の推計額は次の式で算出される。

【図表13】 10年チルメル式責任準備金相当額超過額の増減

(単位：百万円)

	日本生命	第一生命	住友生命	明治安田生命	朝日生命	富国生命	合 計
2007年度	1,271,175	1,115,000	579,099	680,000	120,027	86,700	3,852,001
2008年度	1,424,104	1,148,800	582,509	767,100	108,835	94,300	4,125,648
増減額 ^(注)	76,464	16,900	1,705	43,550	-11,192	7,600	135,027

(注) 上記の増減額は $\frac{\text{全期チルメル式責任準備金相当額超過額}}{20(\text{年})} \times 10(\text{年})$ によって算出した2008年度の対前年の全期チルメル式責任準備金相当額超過額の増減額である。

【出所】 各社「財務諸表」にもとづき、濱崎高が作成。

【図表14】 受取配当益金不算入相当額

2008年（単位：百万円）

	日本生命	第一生命	住友生命	明治安田生命	朝日生命	富国生命	合 計
受取配当金	146,967	77,956	29,862	65,547	8,340	10,058	338,730
益金不算入相当額 ^(注)	73,484	38,978	14,931	32,774	4,170	5,029	169,366

(注) 益金不算入相当額は株式配当の50%である。配当支払法人の区分等は捨象している。

【出所】 各社「財務諸表」にもとづき、濱崎高が作成。

責任準備金の過大損金算入額 (Ey)

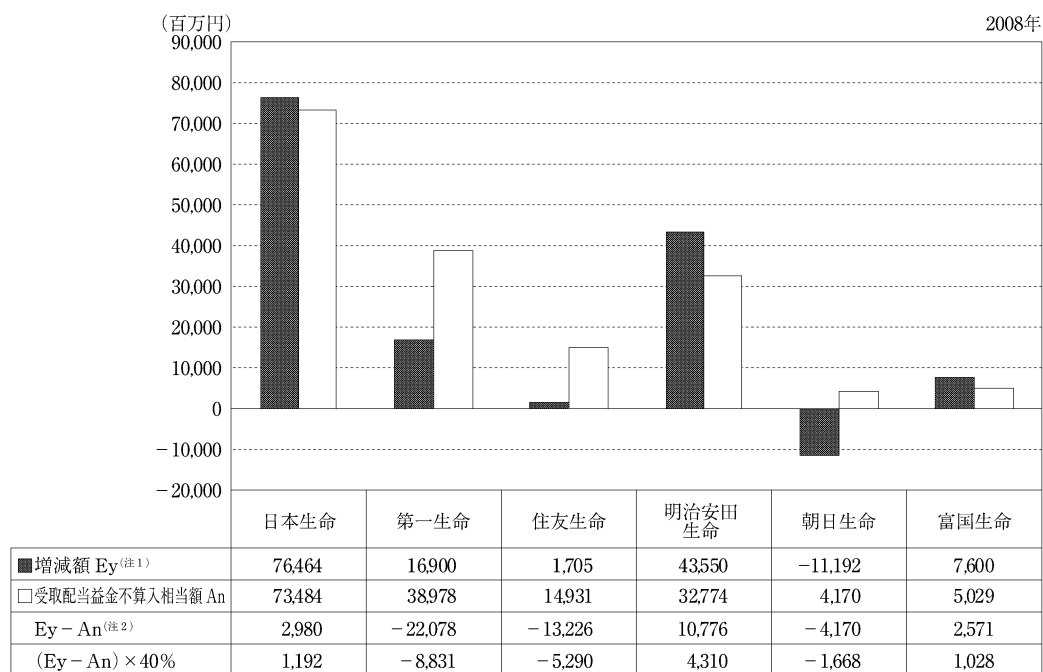
$$\begin{aligned} E_y &= \text{純保険料式責任準備金}(W) - 10\text{年チルメル式責任準備金}(W_{10}) \\ &= \frac{\text{全期チルメル式責任準備金相当額超過額}(W_a)}{20(\text{年})} \times 10(\text{年}) \\ &= W_a \times 1/2 \end{aligned}$$

上記の式で算出された2008年度の対前年増減額が同年度の責任準備金の過大損金算入額となる。この増加額は6社で1350億円、減少の朝日生命(-111億円)を除いた5社では1462億円、1社平均292.4億円である。最大は日本生命の764.6億円、2位の明治安田生命435.5億円、6位は富国生命の76.0億円である。(図表13, 参照)

これに対して2008年度の受取配当益金不算入を適用除外された金額は6社で1693億円、1社平均282.2億円である。先に推計された責任準備金の過大損金算入分は対前年で超過額が増加した5社合計、および1社平均とかなり接近する数値である。最大は日本生命の734.8億円、2位は第一生命の389.7億円、3位明治安田生命327.7億円と続き、5位の富国生命50.2億円、6位の朝日生命41.7億円、である。(図表14, 参照)

このように推計された責任準備金の過大な損金算入分 (Ey) と受取配当の益金不算入適用除外分 (An) の大きさを比較すると、次のようになる。2008年度については6社のうち、Anの方が大きい3社の法人税負担が軽減される。軽減額は大きい順で第一生命88.3億円、住友生命52.9億円、朝日生命16.6億円である。Eyの方が大きく、税負担が重くなるのが3社である。大きい順に明治安田生命43.1億円、日本生命11.9億円、富国生命10.2億円である。税負担が軽減される場合には何の問題もない。また責任準備金増加額の大きい生保会社は税負担が増大するが、10億円であれば、経営に重大な影響を与えることは小さいと考えられる。特に負担増が大きい場合には移行

【図表15】 10年チルメル式責任準備金相当額超過額の増減額と受取配当益金不算入額の対照



（注1） 10年チルメル式責任準備金相当額超過額の増減額を表す。

（注2） 増減額がマイナスの場合、受取配当益金不算入相当額の数値を示す。

【出所】 [図表13], [図表14] にもとづいて作成。

措置が欠かせない。単年度では保険契約高や保有株式などの配当率水準の高低から影響を受けるとしても、生保会社の法人税課税ベースを適正化する条件は存在すると判断される。（図表15、参照）

さらに責任準備金の損金算入限度額の適正化は、追加責任準備金の損金算入の容認を伴う必要がある。1995年の保険業法改正における標準責任準備金制度の導入によって、責任準備金は企業会計上の積立金の性格を持つようになった。併せて追加責任準備金が設けられたが、状況変化によって保険契約者への債務支払に支障をきたすことが見込まれる場合に、追加的積立が義務づけられ、支払能力の不足に対処するものとされた（保険業法施行規則第69条第5項）。それは「かんぽ生命」だけに損金算入が容認されているが、この適用を生保会社などに拡大するのである。「かんぽ生命」だけに損金算入を認める正当な理由はなく、追加責任準備金は生保会社などにとって実際に債務履行に充てられる可能性、つまり損金性が高いからである。⁴⁴⁾

かくしてシミュレーション分析から生保会社の法人税課税ベースにおいて、責任準備金の損金算入限度額を解約返戻金相当額、または10年チルメル式責任準備金とし、受取配当益金不算入制度の適用除外の解除を一体的に、かつ速やかに行うことが望ましく、しかもそれは可能である。この改革によって、生保会社の課税ベースは損保会社や金融機関との間で中立性を回復することができる。⁴⁵⁾

ま と め

生保会社の法人税課税ベースには、責任準備金の過大損金算入と受取配当益金不算入制度の適用除外という2大問題がある。生保産業を保護、育成し、生保会社の経営基盤を確立する時期に前者の過大損金算入を容認し、課税上の優遇をすることは一定の合理性を持ったといえる。しかし、生保会社に対して後者の適用除外を行ってきた明確な理由は見出し難い。法人擬制説、法人実在説のいずれの立場にたつにせよ、一つの制度が存在するからには、正当な理由なくして特定産業を対象から除外すべきではない。一方は税負担を軽減する優遇措置であり、他方は税負担を増加させる。したがって保険業界の関係者には広く知られているように、両者の問題は相殺関係にあると見なすと、両者が長期にわたって併存してきたことが容易に理解できる。先行研究では両者は別個に検討され、不合理性が批判されてきたにすぎなかったが、われわれは両者の一体性に着目して課税ベースの適正化を考察し、税負担の急激な増減を回避できるよう同時改革を主張する。

ついで生保大手6社の財務諸表データを用いて、長期的視点からのシミュレーション分析(1)と2008年度の責任準備金相当額超過額を用いた単年度のシミュレーション分析(2)を行い、その含意を明らかにした。分析(1)では6社の法人税負担の増加に一定のばらつきがあることを示し、負担増が大きい場合には過渡的措置が必要であることを指摘した。2008年度に関する分析(2)では超過額が小さく、受取配当が大きい場合には負担が軽減されること、負担増がある場合にも概ね受容できることを示した。

生保会社の課税ベースにかかる2つの問題の評価とシミュレーション分析から、責任準備金の損金算入限度額を解約返戻金相当額、または10年チルメル式責任準備金とし、受取配当益金不算入制度の適用除外の解除を一体的に、かつ速やかに行うべきであり、しかもそれは可能であることが明らかになった。課税ベースを適正化するこの改革によって、生保会社の課税ベースは他の法人、特に損保会社や金融機関との間で中立性を回復することができる。

成熟社会は同時にリスク社会でもある。21世紀に、この傾向は一層強まるとみられるが、この社会において人々が安心を保持するうえで生保会社の役割はきわめて大きい。法人税課税ベースの適正化は生保会社が社会的信頼を維持、確保することに貢献するであろう。

注

- 1) 生命保険業の特徴と変容に関する変遷については、山中（1986）、小藤（1991）、堀田・岡村・石田編（2006）を参考にした。
- 2) 生保会社の法人税の特徴については、生命保険協会（2003c）、吉野（2004）にもとづく。
- 3) 翌期配当所要額とは、以下の配当対象契約に対して割り当てられる配当金額をいう。
 - (a) 事業年度末に契約日からその日を含めて1年を超えている有効契約
 - (b) 翌事業年度中に保険期間の満了または契約応当日以後の死亡保険金支払等で消滅する契約
- 4) 生命保険協会（2003c）『生命保険と税法』，pp. 216-217.
- 5) 吉牟田勲（1986）「生命保険をめぐる課税上の諸問題——アメリカ等の生保課税の最近の改正にふ

- れつつ——」『生命保険経営』54巻3号, p. 392.
- 6) 同上, pp. 392-393.
 - 7) 辻美枝(2006)「生命保険会社と課税——責任準備金を中心に——」『税法学』555号, p. 105, 及び p. 110, 参照。
 - 8) 水野忠恒(1982)「生命保険税制の理論的問題(下)」『ジュリスト』757号, pp. 99-100.
 - 9) 辻(2006), p. 112.
 - 10) 同上, pp. 111-112.
 - 11) 前出の辻(2006), p. 112, 参照。
 - 12) 同上, p. 112, および p. 114, 参照。
 - 13) 同上, p. 112.
 - 14) 前出の吉牟田(1986), p. 391.
 - 15) 前出の辻(2006), p. 108.
 - 16) 同上, p. 111.
 - 17) 兼重誠(1996)「生保会社における区分経理の課税取扱いについて」『生命保険経営』64巻1号, p. 101.
 - 18) 前出の兼重(1996), p. 103, 参照。
 - 19) 同上, p. 104.
 - 20) 小松原章(2001)「生保会社を含む法人の受取配当課税について——受取配当益金不算入制度の更なる拡充を求めて——」『ニッセイ基礎研 REPORT』52巻, p. 17, 参照。
 - 21) 同上, p. 17.
 - 22) 用語説明, 会計上の処理, 税法上の取扱い等については, 生命保険協会(2003b), 日本生命保険生命保険研究会編(2004), 吉野(2004), 山下(2005), 日本アクチュアリー会(2007)にもとづく。積立方式の変遷等については, 平木(1970)にもとづく。
 - 23) 日本アクチュアリー会(2007)「第1章 生命保険会計」『保険2(生命保険)』p. 1-21.
 - 24) 日本アクチュアリー会(2007)・前掲注57, p. 1-43.
 - 25) 1998(明治31)年に公布された農商務省令第5号は, 生命保険事業に対し, 純保険料および責任準備金の計算基礎とその算出方式, 責任準備金, 資本金およびその他の積立金利用の方法, 営業保険料および付加保険料の対照表等を農商務省に提出して認可を受けるべきことを規定している。平木三蔵(1970)「責任準備金について」『保険学雑誌』448号, p. 114.
 - 26) 山下友信(2005)『保険法』有斐閣, p. 650, p. 652, による。「標準責任準備金」は保険料から法的に明確に切断されたが, 実額としては1995年改正前の保険業法下の平準純保険料式で積み立てられた責任準備金とほぼ同じである。
 - 27) 同上, p. 651, による。
 - 28) 日本生命保険生命保険研究会編(2004)『生命保険の法務と実務』金融財政事情研究会, p. 79, 日本アクチュアリー会(2004)「第2章 解約返戻金」『保険1(生命保険)』, p. 2-14, による。
 - 29) 日本生命保険生命保険研究会編(2004), p. 586, 参照。ただし, 標準責任準備金の積立方式, および計算基礎率を定めた告示の適用を受ける保険契約に係る保険料積立金は, そこで定められた方法により算出された額を保険料積立金の損金算入限度額とすることができる。
 - 30) 損保会社は払戻積立金について法人税関係個別通達「損害保険会社の所得計算等に関する法人税の取扱いについて」において, 原則として算出方法書に定められている方法により計算した金額を限度として, 当該事業年度の所得の計算上, 損金に算入できる。
 - 31) 吉野智市(2004)『生命保険会計 2004』生命保険文化センター, p. 293, による。
 - 32) 吉田周邦(2004)「生命保険会社における責任準備金の監査」『企業会計』56巻7号, p. 1053.
 - 33) 奥村宏氏によると, わが国の機関投資家としての生保会社は, 諸外国の生保会社とは性格を異にし, 「似て非なる機関投資家」であるとする。アメリカやイギリスでは, 保険会社と保険契約者との結び

付きが強く、運用益が契約者に十分に還元されている。一方、わが国の生保会社は保険業法によって株式の値上り益を保険契約者に対する普通配当には回せないようになっており、値上り益は含み資産として保険会社の内部に蓄積される。わが国の生保会社の株式所有の内容をみると、株式での運用成績よりも、有利な貸し出し先の確保や、年金・団体保険の確保、それに関連した系列化、グループ化を目的にした所有が多い。その所有構造はきわめて固定的であり、運用成績の保険契約者への還元はあまり行われなない。つまり、法人株主とほとんど変わらず、むしろ銀行と同じように会社の資産として株式を所有しているという色彩が濃い。奥村宏（2000）『株式会社はどこへ行く——株式資本主義批判』岩波書店、p. 117.

- 34) 一般法人の受取配当金の課税上の取扱い等については、吉牟田（1995）、兼重（1996）、小松原（2001）、金子（2009）にもとづく。生命保険会社の受取配当益金不算入制度が適用除外となった経緯については、法人税研究会生命保険経営および下村（1973）、吉牟田（1977）、同（1992）、山内（1986）、兼重（1996）、小松原（2001）にもとづく。
- 35) 吉牟田勲（1977）「生命保険会社に対する法人税課税の改正——昭和51年度改正——」『生命保険経営』45巻2号、p. 204.
- 36) 兼重（1996）・前掲注38, p. 101.
- 37) 法人税研究会（1968a）「生命保険会社に対する法人税課税——昭和四二年度改正——（一）」『生命保険経営』36巻3号、p. 436.
- 38) 同上、p. 437.
- 39) 法人税研究会（1968c）「生命保険会社に対する法人税課税——昭和41年度改正——（三）」『生命保険経営』36巻6号、p. 914.
- 40) 同上（1969）「生命保険会社に対する法人税課税——昭和41年度改正——（四・完）」『生命保険経営』37巻1号、p. 91.
- 41) 生命保険会社の契約者配当の原資に受取配当が含まれるところから、契約者配当の損金算入と受取配当益金不算入との重複適用を排除する趣旨である。
- 42) 両者の相殺関係について明示的な資料が入手できなかったため推察としたが、日本生命保険相互会社に長く勤務した本稿の共著者、山本信一（立命館大学教授）は、生命保険業の関係者には周知のことであると述べている。
- 43) 責任準備金の算定に係る将来的な課題として、国際会計基準への対応がある。その対応策の1つは積立方式を現行のロック・イン式からロック・フリー式に移行する問題である。ロック・フリー式では市場金利、死亡率などの変化に応じて責任準備金算定用の予定利率、予定死亡率が改定され、これが既契約にも適用される。ここでは積立は負債の時価によって行われ、損金算入額は責任準備金の全額となる。この方法は、国際会計基準における保険負債の時価評価にも整合的となる。
- 44) グローバリゼーションの進展に伴う競争の激化の中で、政策当局から再三、生保会社の財務基盤強化の必要性が指摘されている。例えば金融審議会金融分科会第2部会の「生命保険をめぐる総合的な検討に関する中間報告」（2001年）は次のように述べている。「生命保険会社においては、昨今の厳しい経営環境に対応して安定的な保障の提供を確実なものとするのが強く求められている。」同中間報告、p. 5.
- 45) 本稿は生保会社の経営基盤が確立し、高い収益を実現していることを前提している。しかし近年、外資系生保会社の日本進出などで競争が激化し、経営の健全性が必ずしも盤石でないことも事実である。したがって課税ベースの適正化の行程には細心の注意が欠かせないことを指摘しておきたい。生保会社の経営の健全性については以下の文献を参照した。深尾光洋・日本経済研究センター編（2003）『生保危機の真実』東洋経済新報社、深尾光洋・日本経済研究センター編（2004）『検証・日本の収益力 企業・銀行・生保の経営実態』中央経済社、p. 125 以下参照。

【参考文献】

- 上山道生（2006）『保険入門〔第2版〕』中央経済社
- 大澤康孝（1981）「積立金に対する保険契約者の権利」『ジュリスト』753号，pp. 98～109.
- 大谷孝一編（2007）『保険論』成文堂
- 奥村宏（2000）『株式会社はどこへ行く——株式資本主義批判』岩波書店
- 金子宏（2009）『租税法〔第14版〕』弘文堂
- 兼重誠（1996）「生保会社における区分経理の課税取扱いについて」『生命保険経営』64巻1号，pp. 95～108.
- 金融審議会金融分科会第二部会（2001）「生命保険をめぐる総合的な検討に関する中間報告」——第2部会第3回議事次第，参考資料
- 小藤康夫（1991）『生命保険の発展と金融』白桃書房
- 小松原章（2001）「生保会社を含む法人の受取配当課税について—受取配当益金不算入制度の更なる拡充を求めて—」『ニッセイ基礎研 REPORT』52巻，pp. 14～17.
- 下村慧（1973）「生命保険会社に対する現行法人税制について」『税務大学校論叢』7号，pp. 89～144.
- 新川浩嗣編（2009）『図説 日本の税制（平成21年度版）』財經詳報社
- 生命保険会社6社「財務諸表」各年
- 生命保険協会（2003a）『生命保険会計』
- （2003b）『生命保険計理』
- （2003c）『生命保険と税法』
- 田口城（2008）「被保険者のために積み立てた金額と解約返戻金」『生命保険論集』162号，pp. 269～324.
- 辻美枝（2006）「生命保険会社と課税—責任準備金を中心に—」『税法学』555号，pp. 97～114.
- 日本アクチュアリー会（2004）『保険1（生命保険）』
- （2005）『損保』
- （2007）『保険2（生命保険）』
- 日本生命保険生命保険研究会編（2004）『生命保険の法務と実務』金融財政事情研究会
- 平木三蔵（1970）「責任準備金について」『保険学雑誌』448号，pp. 106～125.
- 広海孝一（1985）『保険論』中央経済社
- 深尾光洋・日本経済研究センター編（2003）『生保危機の真実』東洋経済新報社
- （2004）『検証・日本の収益力 企業・銀行・生保の経営実態』中央経済社
- 法人税研究会「生命保険会社に対する法人税課税（一）～（五・完），（補遺）」『生命保険経営』29巻5号（1961a）pp. 583～609，同29巻6号（1961b）pp. 767～786，同30巻1号（1962a）pp. 76～102，同30巻2号（1962b）pp. 231～263，同30巻4号（1962c）pp. 459～483，同31巻4号（1963）pp. 527～534.
- 「生命保険会社に対する法人税課税——昭和四十二年度改正——（一）～（四・完）」『生命保険経営』36巻3号（1968a）pp. 436～449，同36巻5号（1968b）pp. 742～755，同36巻6号（1968c）pp. 912～926，同37巻1号（1969）pp. 90～104.
- 保険研究所『インシュアランス 生命保険統計号』平成11，16，21年版
- 堀田一吉・岡村国和・石田成則編（2006）『保険進化と保険事業』慶應義塾大学出版会
- 水野忠恒（1982）「生命保険税制の理論的問題(下)」『ジュリスト』757号，pp. 94～104.
- 山内義弘（1986）「生命保険税制改正をめぐる諸問題——とくに生命保険の基本原則とのかかわりにおいて」『生命保険経営』54巻3号，pp. 409～437.
- 山下友信（2005）『保険法』有斐閣
- 山中宏（1986）『生命保険金融発展史〈増補版〉』有斐閣
- 吉田周邦（2004）「生命保険会社における責任準備金の監査」『企業会計』56巻7号，pp. 1053～1061.
- 吉野智市（2004）『生命保険会計 2004』生命保険文化センター
- 吉牟田勲（1977）「生命保険会社に対する法人税課税の改正——昭和五一年度改正——」『生命保険経営』

45巻2号, pp. 205~222.

- (1986)「生命保険をめぐる課税上の諸問題——アメリカ等の生保課税の最近の改正にふれつつ」『生命保険経営』54巻3号, pp. 382~408.
- (1992)「生命保険税制回想」『生命保険経営』60巻1号, pp. 59~65.
- (1995)『法人税法詳説』中央経済社